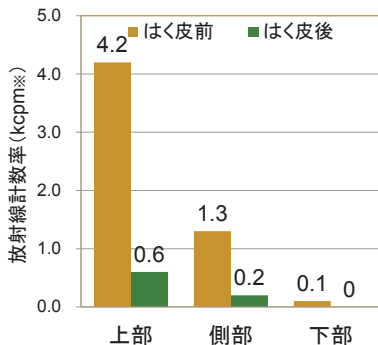


果樹の粗皮削り

ナシにおける作業状況



ナシの主枝の処理と放射線量



※k（縦軸の数値×10の三乗）cpm（カウントパー
ミニッツ：1分間に計測される放射線の数）

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

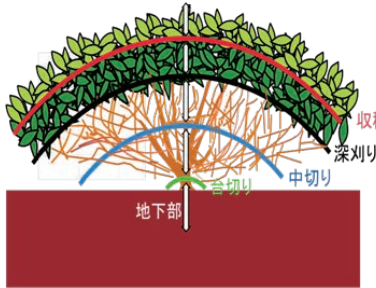
果樹における放射性物質の低減対策は、樹体に直接付着した放射性セシウムが果実に転流することを防ぐことを念頭に取り組みられています。

果樹については、粗皮を削ったり、高圧水で樹体を洗う等の対策が行われています。粗皮削りにより、ナシの主枝表面の放射線量が約9割低減しました。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日

茶の剪定



剪定前



剪定後



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

茶における放射性物質の低減対策は、樹体に直接付着した放射性セシウムが茶の新芽に転流することを防ぐことを念頭に取り組まれています。

茶については、通常より深く剪定する「深刈り」や「中切り」によって放射性セシウムに汚染した部位が切り落とされています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日

食品中の
放射性物質対策

農地除染を通じた放射性物質の低減

表土の削り取り

農地土壌を薄く削り取り、
土壌表層に蓄積している放
射性物質を除去

表層土壌と
下層土の反転

表層土と下層土を反転す
ることで、作物が吸収する
層の放射性物質濃度を低減



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

大気中に放出され農地に降下した放射性セシウムは、耕うんしていない農地では、表層に蓄積されています。そこで、放射性セシウム濃度の高い農地では表層を薄く削り取る方法や表層土壌と下層土を反転させる「反転耕」等の手法で、農地の除染が行われています。これらの取組により、農地の放射線量の低減が図られることとなりますが、同時に農作物の根の張る層の放射性物質濃度も低減され、放射性物質による農作物の汚染低減にもつながっています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

肥料等の対策

- 農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等の資材の暫定許容値（400ベクレル/kg）を設定※。
- 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについては利用の自粛等を実施。

※堆肥等を長期間施用しても、東京電力福島第一原子力発電所事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは別の観点で設定。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

肥料、土壌改良資材、培土等の生産資材については、放射性セシウムに汚染されたものが農地に散布されることによる農地土壌の汚染の拡大を防ぐため、400ベクレル/kgの暫定許容値が設定されています。各自治体等では、肥料等に含まれる放射性セシウム濃度の検査を行い、暫定許容値を超えるものが生産現場で使われないよう指導しています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

収穫後の放射性物質検査

- ・検査等のガイドラインを踏まえ各都道府県で検査を実施
 - ・過去の検査結果等を踏まえ、放射性セシウム濃度の検出レベルの高い品目・地域について重点的に検査
- 検査のガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)
 - 検査結果や知見の集積を踏まえて、より適確な検査が行われるよう見直し(平成23年4月4日の制定以来7回見直し)
 - これまでの検査点数:約130万点(このほか米の全袋検査4,226万点等) 平成27年12月1日現在
 - 過去の検査結果等を分析し、基準値を超える可能性が考えられる品目、地域について、特に綿密な検査を実施

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

以上のような栽培面での取組に加えて、収穫物の放射性セシウム濃度の検査を行い、基準値を超過するものを流通させないような取組が行われています。

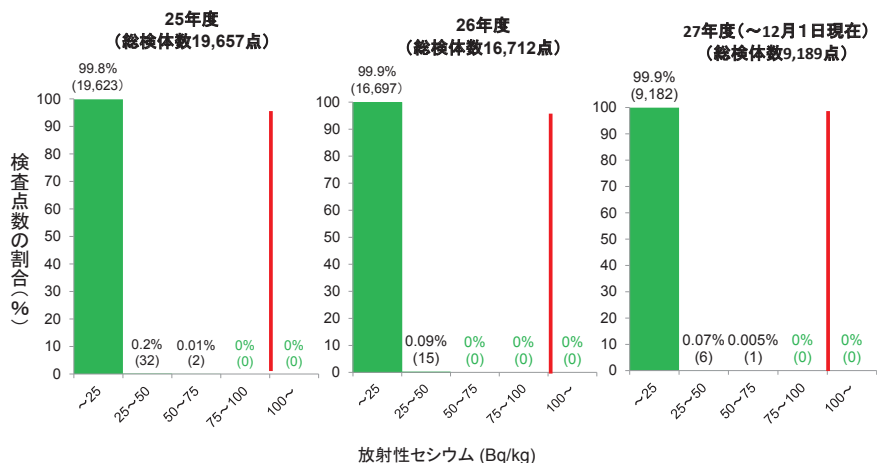
検査は、過去の結果等を基に、基準値を超える可能性があると考えられる品目・地域等で特に重点的に行われています。

具体的には、前年度の検査で基準値の2分の1の値を超えたことのある品目・地域で重点的な検査が行われると共に、それ以外の品目・地域についても、摂取量や出荷量等に応じて自治体が計画的に検査を行っています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日

野菜の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

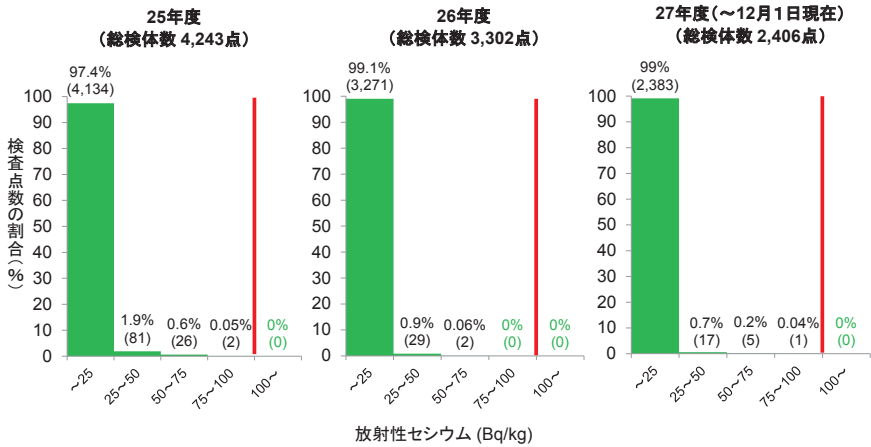
農林水産省

平成24年度は100ベクレル/kg超の野菜が僅かながら見られましたが、平成25年度以降は基準値超過したものはありません。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

果実の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

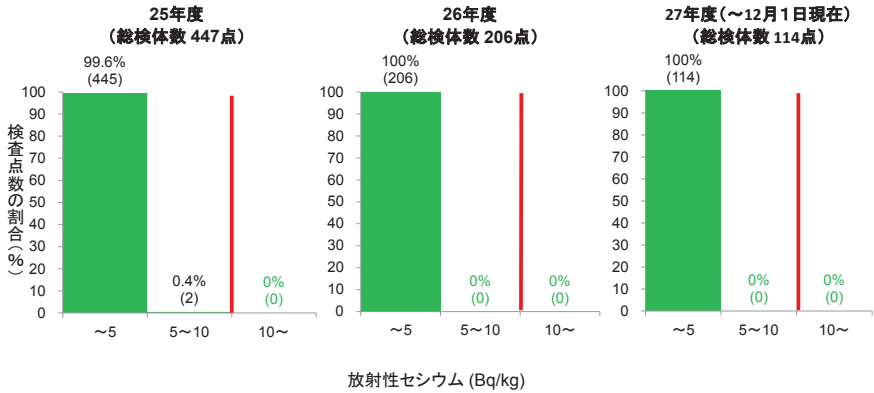
農林水産省

平成24年度は100ベクレル/kg超の果実が僅かながら見られましたが、平成25年度以降は基準値超過したものはありません。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

茶の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・茶の基準値は平成24年度以降は飲用に供する状態で10Bq/kg。
 ・検出下限値未満は5Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

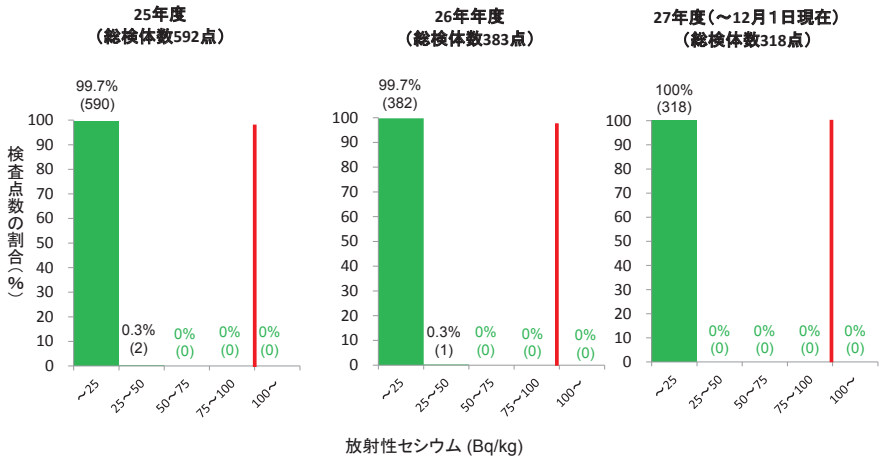
農林水産省

平成24年度は10ベクレル/kg超の茶が僅かながら見られましたが、平成25年度以降は基準値超過したものはありません。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

麦の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

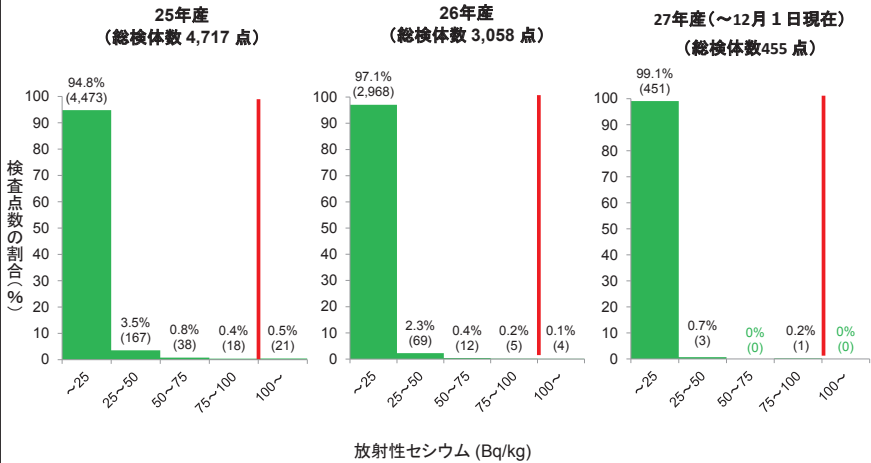
農林水産省

東京電力福島第一原子力発電所事故直後は基準値を超過した麦が見られましたが、その後は基準値超過したものはありません。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日

大豆の検査結果の推移（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

- ・検出下限値未満は25Bq/kg以下として集計。
- ・検査点数は生産年度ごとに集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

平成26年産は100ベクレル/kg超の大豆が僅かながら見られましたが、平成27年産は基準値を超過したものはありません。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

米 平成27年産米の安全対策

作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査の組合せで安全確保

- 前年産米の検査結果や、避難指示区域の見直し等も踏まえ
- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 避難指示により営農が制限されている居住制限区域は農地の保安全管理や試験栽培
- ③ 営農の再開が可能な避難指示解除準備区域では、営農再開に向けた実証栽培等
- ④ そのほかの地域については、前年産米の検査結果等に基づいて、地域毎に検査密度を設定して検査

農林水産省「米の作付等に関する方針」より作成

農林水産省

米については、作付制限、吸収抑制対策、検査の3つの対策を組み合わせた安全の確保が図られています。

平成27年産米については、平成26年産米の検査結果や、避難指示区域の見直し（下巻P146、「見直し後の避難指示区域について」）等も踏まえ、

- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 避難指示により営農が制限されている居住制限区域は、除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下での試験栽培
- ③ 営農の再開が可能な避難指示解除準備区域では、営農再開に向けた実証栽培等
- ④ そのほかの地域については、前年産米の検査結果等に基づいて、地域ごとに検査密度（全量生産出荷管理又は全戸検査等の抽出検査）を設定して検査

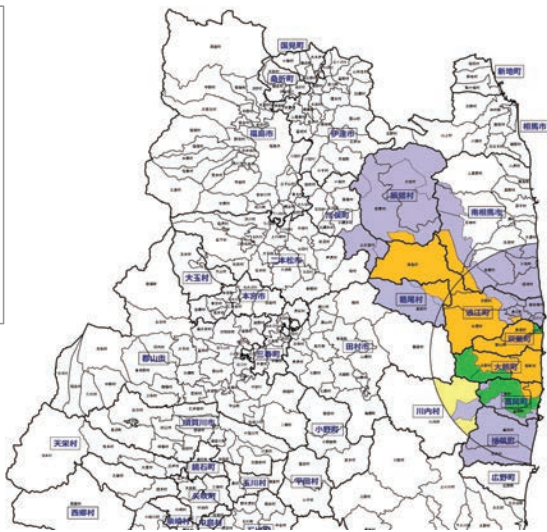
が実施されています。また、福島県では、県独自の取組として、平成27年産米も県下全域で全袋検査を実施しました。

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

米 平成27年産稲の作付制限等の対象区域

- 作付制限**
作付・営農は不可。
- 農地保全・試験栽培(26年度で新設)**
除染後農地の保管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。
- 作付再開準備**
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。
- 全量生産出荷管理**
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査(全量管理・全袋検査)し、順次出荷。



農林水産省「米の作付等に関する方針」より作成

農林水産省

地図上の橙色は、作付けを制限する地域、緑は除染後農地の保管理や市町村の管理の下での試験栽培を行う地域、紫色は、避難指示解除準備区域等、今後の作付再開に向け、県及び市町村が管理計画を策定し、実証栽培を実施する区域です。

薄黄色は、平成27年産から作付再開を行うため、県及び市町村が管理計画を策定してほ場ごとに吸収抑制対策を徹底した上で全量管理・全袋検査を行った地域です。平成26年産米の検査の結果、地域的な広がりをもって基準値を超える放射性セシウムが検出された地域がなかったことから、全量生産出荷管理区域は平成26年度と比べ減少しました。

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

米 全袋検査

福島県では、平成24年産米から、県全体で全袋検査を実施。



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県では、平成24年産米から、写真のようにベルトコンベヤー式の検査機を用い、国から指示された区域のみならず、県の取組として、県全体で全袋検査を実施しています。平成27年産米についても引き続き実施されました。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

米の検査結果（～平成27年12月1日）

	50ベクレル/kg以下	50ベクレル/kg超 ～ 100ベクレル/kg	100ベクレル/kg超	超過割合 (%)
平成27年産	984万	14	0	0%
平成26年産	1,102万	14	2	0.00002%
平成25年産	1,104万	817	28	0.0003%
平成24年産	1,037万	2,095	84	0.0008%
平成23年産	25,063	809	592	2.24%

平成27年12月1日までに厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

米については、平成23年産米において、一部地域で放射性セシウム濃度の高い玄米が見られましたが、その後平成24年産米以降は、吸収抑制対策等の取組の効果により、基準値である100ベクレル/kgを超過した割合は年々減少し、平成27年産米は平成27年12月1日までに、基準値超過はありませんでした。

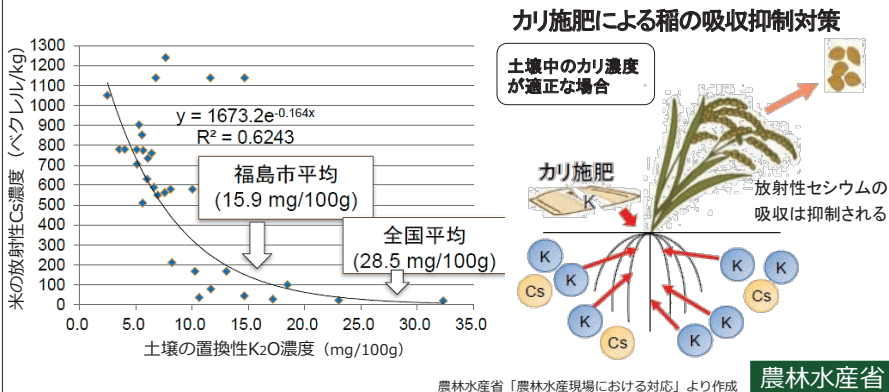
具体的な米の吸収抑制対策については次のページをご覧ください。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

米 玄米中の放射性セシウム濃度に影響する要因（土壌）

- ・玄米中の放射性セシウム濃度が高い値が見られた水田では、土壌中のカリウム濃度が低い傾向が見られた。
- ・土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、作物のセシウム吸収を抑える働きがある。



放射性セシウム濃度の高い玄米が発生する要因を調べたところ、土壌中の放射性セシウム濃度が高いからといって、必ずしも玄米中の放射性セシウム濃度が高くなるわけではないことが分かりました。一方で、玄米中の放射性セシウム濃度が高くなる土壌は、土壌中の主な栄養素のうちの一つのカリウムの濃度が通常より低いことが分かりました。

カリウムとセシウムは化学的な性質が似ているため、土壌中にカリウムが十分にあるとセシウムは吸収されにくく、カリウムが少ないとセシウムは吸収されやすくなるのではなかと考えられています。

これらのことから、土壌中のカリウム濃度の低いほ場においてはカリ肥料を適切に施用することで、玄米中の放射性セシウム濃度を下げられることが分かりました。

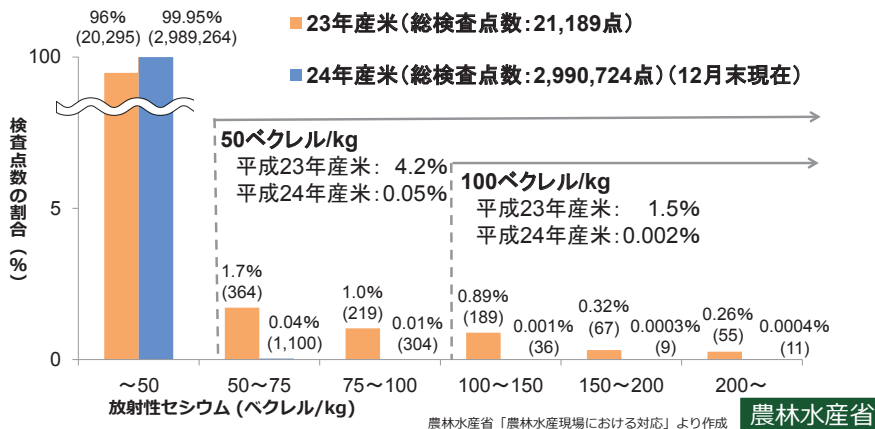
本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 26 年 3 月 31 日

米 平成23年産と平成24年産米の検査結果（福島県産米）

平成23年産と比較すると100ベクレル/kg超過割合は減少。

平成23年産と平成24年産米の検査結果（福島県）
（平成23年産米の緊急調査の対象区域）



このグラフは、平成23年産米において福島県で緊急調査（高い値が出た地域を中心に2万2,664戸の農家を対象に全戸検査）を行った地域において、平成23年産と平成24年産の検査結果を比較したものです。

昨年度高い値が見られた地域で比較したところ、平成23年産は100ベクレル/kg超の米が1.5%ほどありましたが、平成24年産では0.002%と減少しています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成26年3月31日

- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

畜産物の対応は、①安全な飼料の給与等家畜の適切な飼養管理を徹底し、②出荷前に放射性物質検査を行い、③検査結果に応じて、基準値を超えるものが流通しないように出荷制限を行うことで、安全を確保しています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

食肉や牛乳が基準値（食肉100 Bq/kg、牛乳50 Bq/kg）を超える放射性セシウムを含まないよう、飼料の暫定許容値を設定

	暫定許容値(Bq/kg)
牛	100
豚	80
鶏	160
養殖魚	40

生産された畜産物が基準値（食肉では100ベクレル/kg、牛乳では50ベクレル/kg）を超えないように、飼料の暫定許容値を設けています。

本資料への収録日：平成27年12月1日

改訂日：平成28年1月18日

1. 飼料の暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与する等の適切な飼養管理の徹底



2. 暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進



暫定許容値以下の飼料を与える等、飼養管理を徹底しています。また、牧草地においては反転耕等による除染（下巻 P94、「農地除染を通じた放射性物質の低減」）が進められることにより、暫定許容値以下の飼料が生産できるよう支援が行われています。

本資料への収録日：平成 27 年 12 月 1 日
改訂日：平成 28 年 1 月 18 日

■ 放射性物質検査の体制

① 牛肉

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）では、3か月に1度、全戸検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1度検査。

特に、このうち4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査を実施。

② 乳

5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）では、2週間に1度検査を実施。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

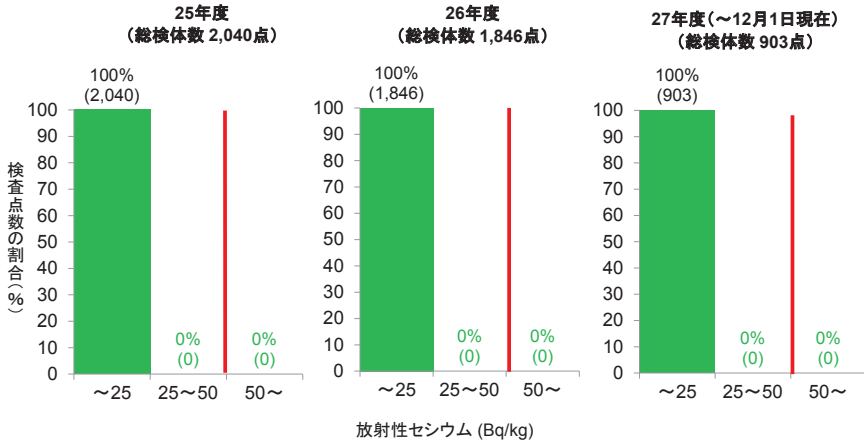
農林水産省

牛肉の検査については、5県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県）で全戸検査が実施されています。さらに、出荷制限が指示された4県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県）については、一部の農家について出荷に当たり全頭検査が実施されています。乳についても定期的に検査が実施されています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日

原乳の検査結果（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

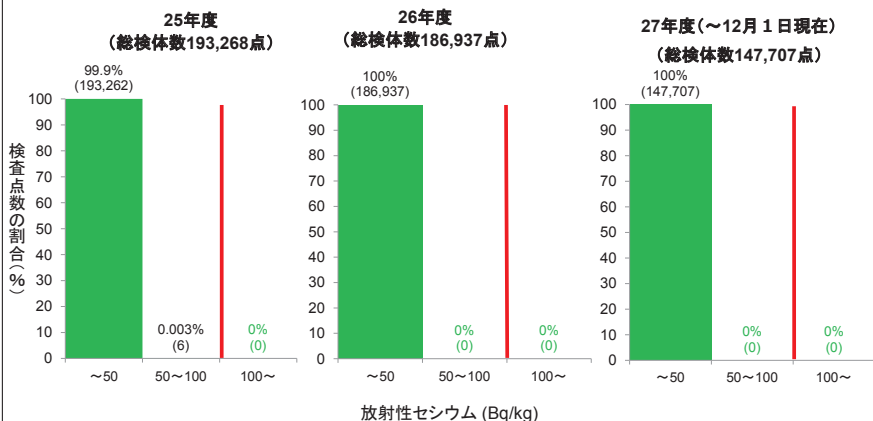
農林水産省

原乳は、東京電力福島第一原子力発電所事故直後に基準値を超過したのが見られましたが、その後は基準値超過したものはありません。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日

牛肉の検査結果（～平成27年12月1日）



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

牛肉については平成24年度は100ベクレル/kg超が僅かながら見られましたが、平成25年度以降は基準値超過したものではありません。

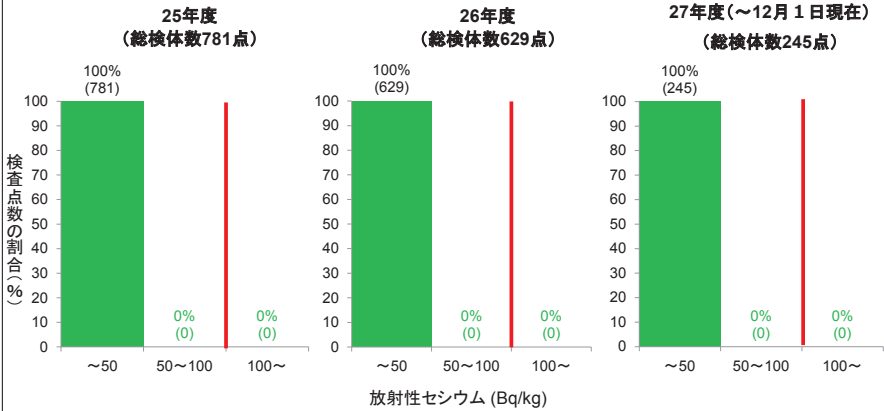
なお、100ベクレル/kgを超えた牛肉については、他の品目と同様に、出荷されないよう処分されており、安全なものだけが流通されるようになっています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

畜産物 豚肉・鶏肉・卵の検査結果（～平成27年12月1日）（1/2）

豚肉



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

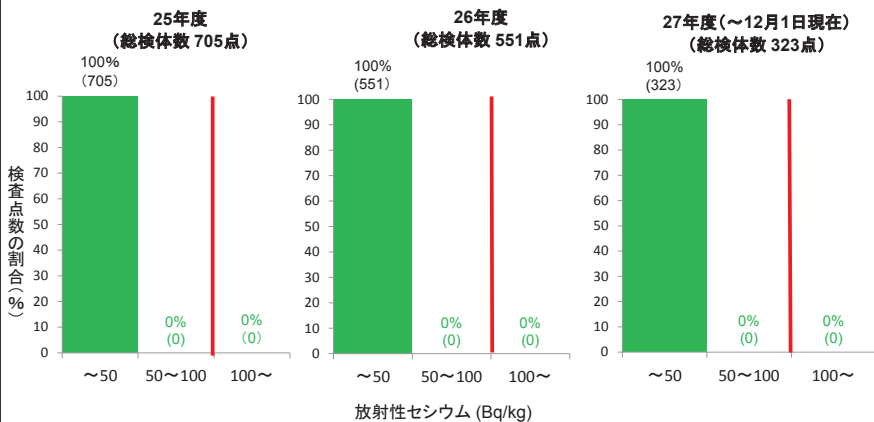
豚はトウモロコシ等の輸入飼料への依存度が高く、平成24年度に豚肉で基準値超過が僅かに見られましたが、平成25年度以降は、基準値超過したものではありません。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

畜産物 豚肉・鶏肉・卵の検査結果（～平成27年12月1日）（2/2）

鶏肉・卵



(注)・平成27年12月1日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
 ・検出下限値未満は50 Bq/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

鶏肉・卵は、輸入された配合飼料が主体であるため、基準値超過したものは平成23年度以降ありません。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

- 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保
(きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)
2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
5. ウェブサイト、パンフレットによる情報発信、巡回指導



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

林産物については、栽培管理のできない野生の山菜やきのこを除くと原木を使ったシイタケ等で未だ高い値が見られているため、安全なきのこ原木への切り替えへの支援、放射性物質の低減技術の情報提供、ほだ木（きのこ原木にきのこ菌を加えたもの）の放射性物質による汚染低減対策等の取組を進めて、現場で安全な林産物の生産が確保されるように支援を行っています。

本資料への収録日：平成 25 年 3 月 31 日

改訂日：平成 28 年 1 月 18 日

- きのこ原木や菌床等は全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床等の安全基準として当面の指標値を設定。
- 指標値の設定後に新たに得られた調査結果及び食品中の放射性物質に関する新たな基準値に適合するように、指標値を改正。

改正前		改正後(平成24年4月～)	
きのこ原木	150ベクレル/kg	きのこ原木及びほだ木	50ベクレル/kg
菌床用培地		菌床用培地及び菌床	200ベクレル/kg

ほだ木：きのこ原木にきのこの菌を植えたもの
 菌床：おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

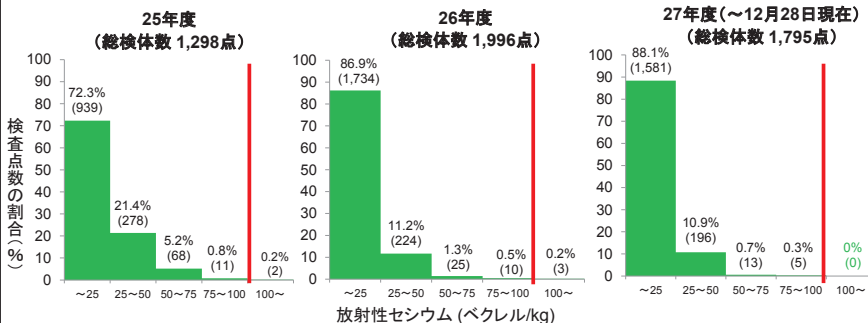
農林水産省

きのこ原木や菌床については、家畜に与える飼料と同様に、全国に流通する可能性があります。このため、安全なきのこを生産するため、きのこ原木やほだ木であれば50ベクレル/kg、菌床であれば200ベクレル/kgという指標値が設けられて管理が行われています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

きのこ・山菜 **原木しいたけの検査結果（～平成27年12月28日）**

- 平成25年度以降も基準値超過が見られるものの、その割合は年々減少。
- 出荷制限指示（平成27年12月28日時点）
露地栽培：6県（93市町村） 施設栽培：4県（17市町）



(注)・平成27年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

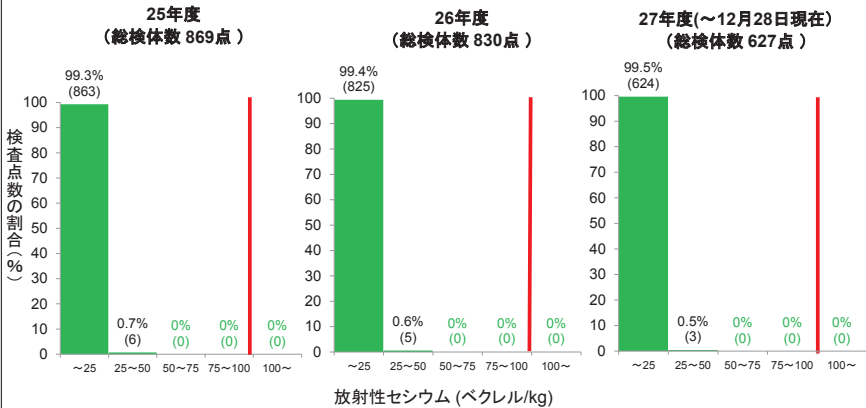
農林水産省

原木しいたけについては、平成25年度から平成26年度に基準値である100ベクレル/kgを超過したものは0.2%程度となっており、平成27年4月から12月末までは基準値を超過したものはありません。また、過去に基準値を超えた地域については出荷制限等が行われておりますが、近年では安全性が確認され、出荷制限を一部解除する市町村も出てきています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

菌床しいたけで平成24年度以降に基準値を超過したものはない。



(注)・平成27年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。
・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

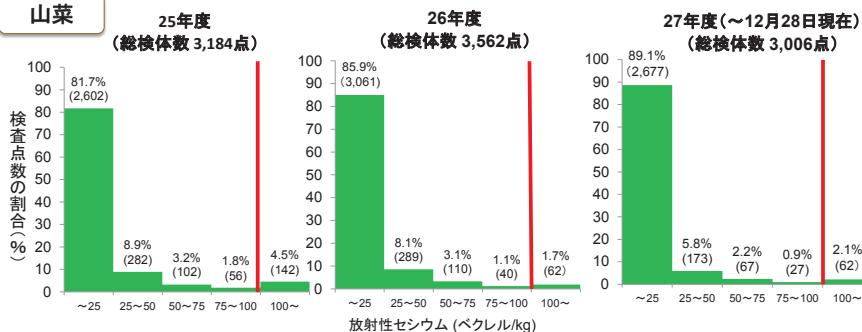
おが粉や栄養剤等を混合した培地にきのこの菌を植えた菌床しいたけからは、平成24年4月以降は基準値100ベクレル/kgを超えるものではありません。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

- 平成25年度以降も基準値超過が見られるため、出荷管理を徹底するよう指導。
- 出荷制限指示(平成27年12月28日時点)
 - 山菜(たけのこ・くさそてつ等): 7県(100町村)
 - 野生きのこ: 10県(109市町村)

山菜



(注)・平成27年12月28日までに厚生労働省が公表したデータに基づく。()内は検査点数。

・検出下限値未満は25ベクレル/kg以下として集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

山菜、野生きのこについては、栽培管理ができないこともあり、平成25年度以降も基準値を超えるものが見られています。基準値を超えた地域については出荷制限等の措置が行われており、こういった地域の山菜等は出荷管理を徹底するよう指導しています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

- 調査対象魚種の拡大や調査頻度の増加等調査を強化
 - ・ 50ベクレル/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
 - ・ 近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。表層、中層、底層等の生息域を考慮して調査。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・サバ類、サンマ等)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域ごとの主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

水産物の調査では、主要な魚種や漁場、及び過去に50ベクレル/kgを超えたことのある魚種を対象に調査を行っています。

これまでに蓄積された調査結果の分析等から、汚染の状況は、その水産物がどいった所に生息しているか等によって異なるということが分かってきています。

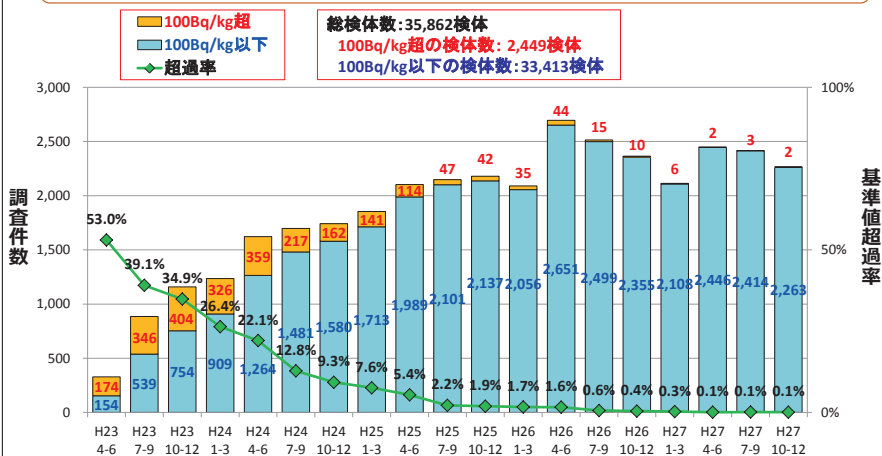
例えば、海面の近く、海底の近く、海面と海底の中間のうちどこで生息しているかによって汚染状況が異なります。このため、生息域や漁期について区別し、近隣県の検査結果も考慮して検査を行っています。また、広範囲に移動するカツオ、サンマ等の回遊性の魚種については、移動の状況を踏まえ、広範囲の道県で調査を行っています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成26年3月31日

水産物の検査結果（福島県：35,862点）

基準値を超える割合が当初53.0%だったが、現在では0.1%まで低下



（注）平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県では、平成23年4～6月期には100ベクレル/kgを超える割合が53.0%となっていました。事故後1年間でその割合は半減しました。平成24年4月以降は、50ベクレル/kg以上が検出された魚種に調査の重点を移して継続していますが、それでも基準値を超えるものの割合は低下を続け、平成26年7～9月期以降は1%以下となっています。

水産物の放射性物質による汚染は、東京電力福島第一原子力発電所事故時の放射性物質の飛散及びその直後の汚染水漏洩が主要因であり、その後は新たな汚染は起こっていないことから、100ベクレル/kgを超える水産物が検出されることはかなり少なくなっています。

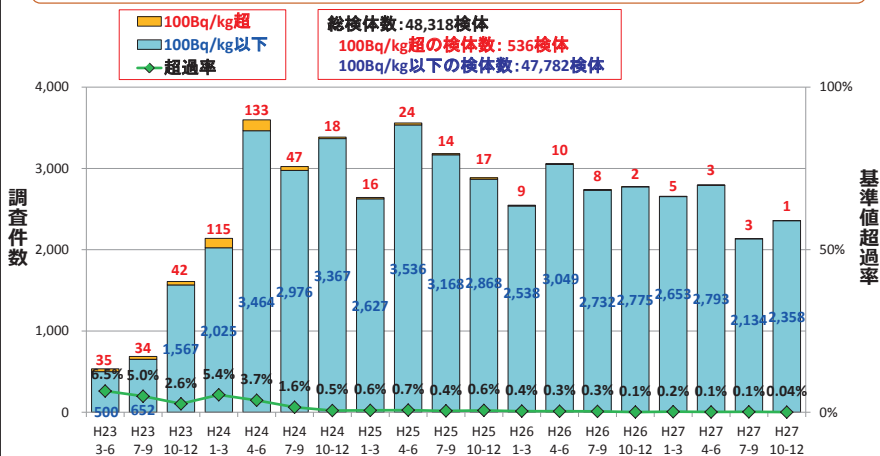
また、100ベクレル/kgを超える検体が検出された場合には、同じ水域で漁獲された同じ種類の魚全てについて出荷が自主規制され、他の水域でも検出された場合には原子力災害対策本部長により出荷制限が指示されますので、基準値を超える水産物が市場に流通することはありません。

なお、福島県では、安全性が確認された魚種のみを対象にした試験操業を除き、全ての沿岸漁業・底びき網漁業を自粛しています。

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

基準値を超える割合は徐々に低下し、現在では0.04%まで推移



（注）平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県以外の自治体においても、100ベクレル/kgを超える割合は徐々に低下し、平成24年10～12月期以降は1%を切るレベルで推移しており、平成27年10～12月期は0.04%まで低下しています。

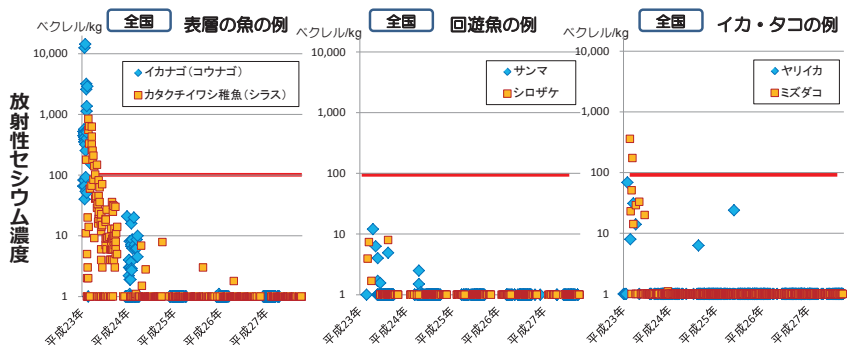
なお、基準値を超えている魚種は、国からの出荷制限指示等により、いずれも市場に流通しないよう措置されています。

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

魚種別の放射性セシウム濃度の傾向 (1/2)

- シラス等の表層魚：時間の経過と共に基準値を下回る
- 回遊魚、イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類：基準値を下回る
- カレイ等の底魚：現在でも基準値を上回る魚種が存在する
→ 生息域の環境や食性等が品目ごとの傾向に関係



(注) 平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

生息域の環境や食性の異なる魚種の放射性セシウム濃度の検査結果を紹介します。

コウナゴやシラス等の海面近くに生息している魚は、東京電力福島第一原子力発電所事故直後には高い値が見られましたが、現在では全てが基準値以下となっています。

サンマ、シロザケ等の海を広く回遊する魚は、事故直後であっても100ベクレル/kgを超えるものはなく、50ベクレル/kgの値も見られません。

一方、一部のカレイ類等の海底近くに生息する魚の中には、現在でも一部の海域で基準値を上回る検体が検出される魚種が存在しますが、その頻度はかなり低下しています。

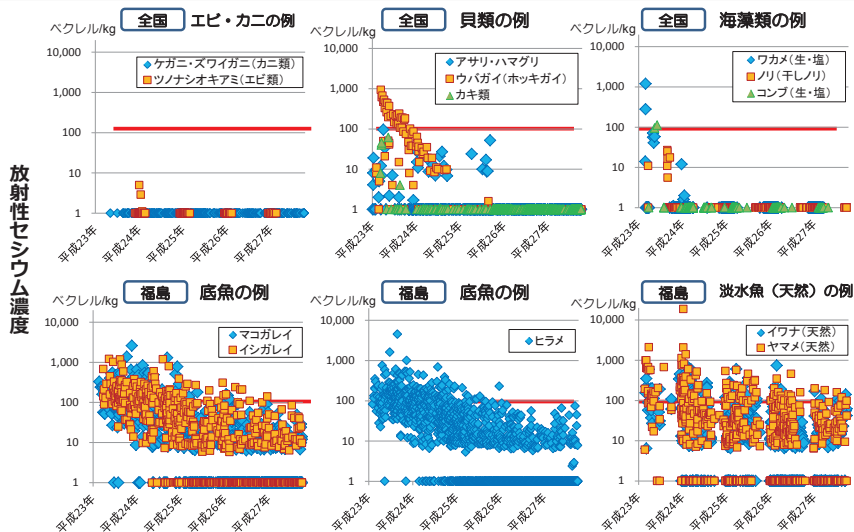
また、イカ・タコ類等の海産無せきついで動物は、事故直後には高い値が見られましたが、表層の魚より速やかに濃度が低下し、現在では50ベクレル/kg超の値も見られていません。これは、海産無せきついで動物では塩類が海水と体の中を自由に行き来するため、海水中の放射性セシウム濃度が低下すると、速やかに体内の濃度も低下するためと考えられます。

このように、生息域の環境や食性等が品目ごとの放射性セシウム濃度の傾向に関係することがこれまでの調査結果から示されています。

河川等に生息する内水面の魚種の放射性セシウム濃度は、区域によっては基準値を超えています。養殖のものは、全て基準値以下となっています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成28年1月18日



(注) 平成23年3月24日～平成27年12月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

図の上段は、全国のエビ・カニ、貝類、及び海藻類の平成23年3月24日から平成27年12月31日までのセシウム濃度の検査結果を示しています。

エビ・カニ類(ケガニ、ズワイガニ及びツノナシオキアミ)の検査結果は、東京電力福島第一原子力発電所事故直後から100ベクレル/kgを超えるものではなく、50ベクレル/kg超の値も見られません。貝類(アサリ・ハマグリ、ウバガイ(ホッキガイ)及びカキ類)の検査結果は、事故直後は暫定規制値の500ベクレル/kgを超えるものもありましたが、平成24年度以降は、全て100ベクレル/kg以下であり、50ベクレル/kg超の値もほとんど見られません。海藻類(ワカメ、ノリ、コンブ)の検査結果は、事故直後は暫定規制値の500ベクレル/kgを超えるものが見られましたが、その後速やかに放射性セシウム濃度は低下し、50ベクレル/kg超の値も見られなくなっています。

下段の福島県の淡水魚(天然)の場合、100ベクレル/kgを超えたものの割合が、平成23年度は51.3%、平成24年度は18.5%、平成25年度は10.6%、平成26年度は6.5%となっています。依然として100ベクレル/kgを超えるものが見られますが、放射性セシウムの濃度は着実に減少しています。

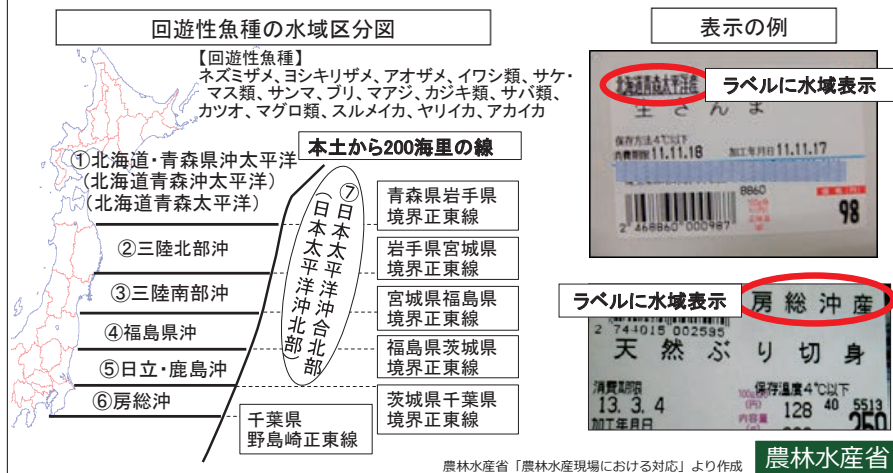
(水産庁「水産物の放射性物質の検査に係る報告書(平成23年3月～平成28年1月)」平成27年に基づき作成)

本資料への収録日：平成26年3月31日

改訂日：平成28年1月18日

消費者への原産地情報の提供

- 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。



平成23年10月から東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、どこで獲られたものが消費者の方が分かりやすいように、原産地表示を推奨する取組を進めています。このように、放射性物質調査の情報を消費者に分かりやすく提供することで、風評被害の防止を図っています。

本資料への収録日：平成25年3月31日